ホストタウンの推進について

内閣官房オリパラ事務局説明資料

(内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局)

1月14日 地方創生に関する説明会

ホストタウンとは

- 1. 以下の取組みを行う地方公共団体は、ホストタウンとして登録できる。
- ① 住民等と次に掲げる者との交流
 - 大会等に参加するために来日する選手等
 - 大会参加国・地域の関係者
 - 日本人オリンピアン・パラリンピアン
- ② ①に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするもの
- 2. 内閣官房オリパラ事務局に、団体からの相談・申請等を受け付ける窓口を設置する。
- 3. 関係府省庁は、各種財政措置(特別交付税などの地方財政措置を含む)、人材 の派遣、情報提供などを通じ、ホストタウンの取組みを支援する。



大会前後を通じた継続的な取り組みにしていく



上記取組みを核として、更に地域のグローバル化、活性化、 観光振興等へとつなげていく

ホストタウンの事業(イメージ)

2016~ (大会開催まで) 2020 (大会中) 2020~ (大会直後~)

->

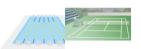
大会後も継続

八材育成

オリパラを契機とした選手や関係者等の呼び込み

事前合宿の受入れ

姉妹都市交流等





オリンピアン・パラリンピアンとの交流

選手による講演

土曜学習会で競技体験





相手国の関係者との交流

ウェルカムパーティーの実施





相手国の応援



外国を知り、日本を伝える

相手国の言語・文化の学習 日本の伝統文化の学習

ユニバーサルデザイン化







多言語対応

競技場改修







相手国選手との交流

競技終了後に 選手が地域を往訪





国際競技大会の事前合宿の受入れ





相手国の関係者 との交流

両国生徒の相互往来







シー (遺産)

の充実を大会の



ホストタウンへの地方財政措置案の概要

- 特別交付税措置
 - 交流事業等に係る経費
 - 対象経費の一般財源合計額の2分の1
- 地域活性化事業債
 - これまで対象外だった競技施設の改修経費を一部対象に
 - いわゆるIF基準(国際競技連盟が定める基準)を満たすために必要な<u>既存の</u>競技施設等の改修経費
 - 起債充当率 90%
 - 元利償還金に対する普通交付税措置 30%
- ※いずれも平成28年度予算からとなる予定

これまでの取組み及び今後のスケジュール

平成27年

7月28日 遠藤大臣より構想の概要を公表

7月29日 全国知事会議で、遠藤大臣より構想への参加を呼びかけ

8月 5日 全国の都道府県・政令指定都市向けの説明会を実施

9月30日 関係府省庁連絡会議(第2回)

" 事業要綱・公募要項等を全国へ発出

11月2日 ホストタウンの登録申請の受付開始

12月11日 一次登録の受付締切

自治体向け 説明会を 随時実施

平成28年

1月 ホストタウンの一次登録(予定)

- ⇒ リオデジャネイロ大会(平成28年8月)以降登録を本格化
- ※ 来年度以降、ホストタウンとして登録された自治体に対し、日本人選手を 派遣することを検討

(参考)ホストタウンの一次登録申請の概要

申請件数(※1) 69件うち県による単独申請 5件市区町による単独申請 5 7件県と市町村による共同申請 7件

- ・申請団体となっている都道県数(※2) 10
 - (うち共同申請に参加 5)
- ・申請団体となっている市区町村数 71
 - (うち共同申請に参加 14)
- ※1 複数の国との交流計画を出している場合も1件とカウント
- ※2 違う市町村との連携により複数申請している場合も1団体とカウント